

東京都福祉サービス第三者評価

東京都福祉サービス第三者評価は介護保険事業を提供する事業所を対象としており、今年度から新たに障害系のサービスも第三者評価の対象事業所となりました。評価項目、評価の手法などは東京都評価推進機構で毎年検討を行い、評価を受審しやすいよう、標準の評価に加えて、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の方式を取り入れ、2つの方式で評価を実施しています。ひと・まち社は2002年度の試行から評価を重ね、現在までにグループホーム62事業所、通所介護事業所32事業所、保育所22事業所など、合計170事業所の第三者評価を行ってきました。



ひと・まち社の評価

評価の方針

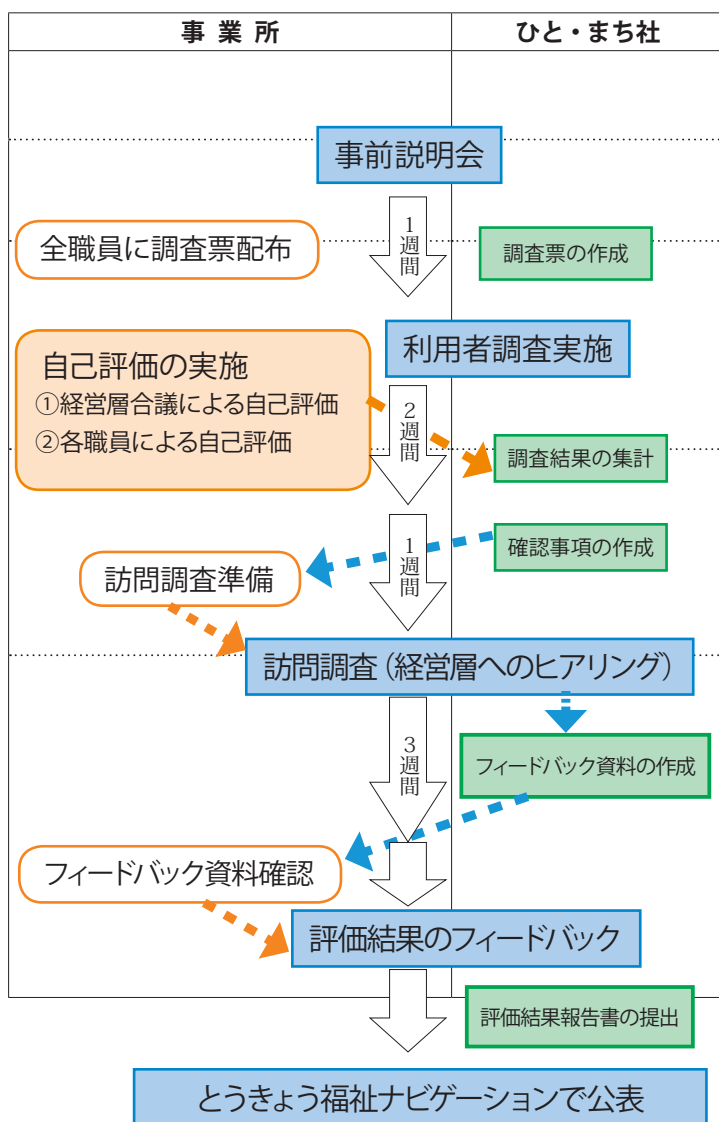
事業者の実施した自己評価を尊重し、管理者と十分な意見交換を行います。

ひと・まち社の得意とする利用者調査を活かし、かかれた声を引出し、評価に反映させていきます。評価レポートの作成に当たっては、各分野の専門家も交えてじっくり意見交換し、利用者にも分かりやすい公表にふさわしい内容にします。



第三者評価の標準的な流れ

東京都福祉サービス評価推進機構が示した標準的な手順で行います。



ていねいな合議による評価結果報告書作成

評価結果を導く評価者の合議は、担当者による合議を重ね、さらに担当以外の経験豊富な評価者を加えた合議を経て、利用者にもわかりやすい表現に努め、第三者性の高いコメントを提供します。



気づきを共有するていねいなフィードバック

運営にかかわる厳しい指摘から評価者が感じ取った事業所の雰囲気まで、評価者が気付いたことを口頭でていねいに説明します。



東京都の第三者評価の2つの方式

標準の評価

自己評価

組織マネジメント項目

サービス項目を中心とした評価

サービス分析項目

利用者調査

- ① アンケート方式
- ② 聞き取り方式
- ③ 場面観察方式

※実施方式はサービス業種によって決められています

※「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択できる事業所は、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援、デイサービス、認知症グループホーム、小規模多機能居宅介護などの高齢系8サービスと、生活介護など障害系7サービスに限られます。

第三者評価の費用は、東京都及び各自治体から補助金が出ており、多くの事業所は補助金を活用して第三者評価を受審しています。

東京都福祉サービス第三者評価の詳細についてはひと・まち社までお問い合わせください。(☎ 03-3204-4342)